

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 令和5年7月27日（木）午前10時00分～午前11時49分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、飯泉委員、日下委員、小林委員、高橋委員、堤委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員

■議事内容

1 答 申

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに「騒音・振動」、「地盤、水循環共通」、「廃棄物」に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (7 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線及び国立都市計画道路 3・3・2 号東京八王子線(府中市西原町二丁目～国立市谷保間)建設事業 (工事の施行中その 4)	令和 5 年 6 月 16 日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業 (工事の施行中その 1)	令和 5 年 7 月 6 日
2 完 了 届	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和 5 年 7 月 6 日

令和5年度
「東京都環境影響評価審議会」
第5回総会
速記録

令和5年7月27日（木）
Webによるオンライン会議

(午前 10時00分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち14名¹の出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和5年度第5回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 はい、皆さんおはようございます。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人、入場されました。

○柳会長 ただいまから令和5年度東京都環境影響評価審議会第5回総会を開催いたします。

本日の会議は次第にありますように答申1点、受理報告を受けることといたします。

それでは、次第1の「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について宮越第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、宮越部会長よろしくをお願いいたします。

○宮越第二部会長 では、報告させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料1について朗読いたします。

令和5年7月27日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

¹ この後、2名が途中出席し、16名となった。

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」
環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。
別紙を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和4年12月26日に「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表をお願いいたします。

なお、付表の下側に※印で書いておられますとおり、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかったものとなっております。

続きまして、第2、審議結果になります。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音について、評価の指標とした環境基準及び要請限度を下回っているが、道路の拡幅に伴い、一部地域では、これまで道路に面していなかった建物が直接道路に面し、環境が大きく変化する。そのため、周辺住民には十分な説明を行い、必要に応じて更なる環境保全措置の検討を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中していることから、シールド及び開削工事区間における地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。

【廃棄物】

シールド工事により大量に生じる建設汚泥について、可能な限り再資源化に努めるとしているが、再資源化率が具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における達成基準値を踏まえ、類似事例を参考として再資源化率等を設定すること。

以上になります。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告します。

本事業は、現在の都市高速道路八重洲線と都心環状線を地下で結ぶ新京橋連結路を中央区新富二丁目から八重洲二丁目までの約1.1kmを設置する事業です。計画道路の約1kmは、開削及びシールドによるトンネル構造を採用しています。約0.1kmは擁壁構造を計画しています。

また、計画道路の関連工事として、出入口の設置と都心環状線の掘削区間の擁壁の更新等を実施します。対象事業の種類は、道路の改築でございます。

本評価書案は、令和4年12月26日に当審議会に諮問され第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係区長である中央区長、千代田区長から意見が提出されています。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されています。

なお、都民の意見を聴く会については、都民からの公述の申し出がなかったため開催していません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って

行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

騒音・振動の意見ですが、工事完了後の自動車の走行に伴う騒音について、評価の指標とした環境基準を下回っていますが、高層階は地上部よりも3 dB以上道路交通騒音レベルが高く、かつ、夜間は環境基準にかなり近い予測結果となっています。加えて、道路の拡幅に伴い一部地域において、これまで道路に面していなかった建物が直接道路に面することとなるなど環境の変化が大きい箇所があります。そのため、周辺住民に対して十分な説明と環境の変化に対する配慮、必要に応じて追加の保全措置を検討するよう求めることといたしました。

次に、地盤、水循環 共通の意見ですが、計画道路周辺は市街地であり、地上、地下ともに公共性の高い重要施設も集中している場所です。本事業では、定性的・定量的な予測を行い工事の影響は少ないとしています。現場の条件によっては影響が出る可能性があります。そのため、シールド工事区間及び開削工事区間ともに適切な位置を選定した上で、工事の施行中及び工事の完了後について、地盤及び地下水の状況を監視し、地盤沈下、地下水の水位や流況の変化の未然防止に努めるよう求めることとしました。

また、計画地から100m程度のところに防災用井戸も確認されており、そのスクリーン深度等によっては本事業による影響も考えられるため、情報の収集を行い影響の低減に努めるよう併せて求めることとしました。

最後に、廃棄物の意見ですが、評価書案において工事の施行中の建設汚泥の評価の項では、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき発生抑制、再生利用、適正処理に努めることが記載されています。

しかし一方で、予測の項では、建設汚泥の再利用及び再資源化率については、可能な限り再資源化とされているのみで明確な再資源化率等が設定されていません。本事業では、事業区間の約1.1 kmのうち約0.8 kmは、シールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設汚泥の発生が想定されます。そのため、再資源化率等を明示した上で、ガイドライン等に基づいた再生利用等に努めるよう求めることとしました。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

はい。それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは事務局から読み上げさせていただきます。

5 東環審第14号

令和5年7月27日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」
環境影響評価書案の答申について

令和4年12月26日付4環総政第586号（諮問第544号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

なお、別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上になります。

○柳会長 はい、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、お手元の資料2を御覧ください。

7月の受理報告は、事後調査報告書2件、完了届1件を受理しております。区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては資料を御確認ください。

まずは、6月の受理報告に関わる助言事項に対し事業者から回答がありましたので、御報告いたします。

「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」事後調査報告書（工事の施行中その4）の地盤において、観測期間中に地盤高計測地点4か所のうち3か所が移動しており、地盤の変化量を適切に評価できていないのではないかと。

また、地点④'について、今回報告期間で3か月間に5mm前後の沈下が発生しており地盤沈下量が比較的大きいので、今後も可能な範囲で注視するのがよいとの助言に対しまして、事業者の回答は、地盤高計測地点については、御指摘のとおり、移動の必要性が生じない地点を設定すべきであった。工事中の事後調査としては本報告書が最後となるが、本項目に限らず今後の調査計画等においては、事前の調査設計時に留意する。

また、地盤沈下量に関しても御指摘を踏まえ、引き続き目視やヒアリング、必要に応じて水準計測を実施するなど、影響のモニタリングに努めていくとのことでした。

以上になります。

○柳会長 はい、それでは、続いて、7月の受理報告にございます「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」事後調査報告書（工事の施行中その1）についてです。

本日は、事業者にご出席いただき、事後調査報告書の説明をしていただくことになっておりますので、事業者の方を入室させてください。

（事業者入室）

○柳会長 それでは、本日の進め方について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

○椿野アセスメント担当課長 はい。本事業につきましては、評価書案に対する答申において、審議会が事業者の保全措置に継続的に関与することが盛り込まれており、丁寧な説明が必要であることから、本日は事業者にご出席いただき、事後調査報告書の内容について御説明いたします。

続いて、本日の進め方ですが、まずは、事後調査報告書の内容を事業者から御説明いただきます。その後、事後調査報告書に対する委員からの助言と事業者の回答を事業者から説明していただきます。その後、質疑応答とさせていただきます。

○柳会長 はい。それでは、事業者から事後調査報告書その1。その後、委員からの助言と回答の説明をお願いいたします。

事業者の方は準備ができましたら、よろしくをお願いいたします。

○事業者 皆様、おはようございます。三井不動産と申します。

本日は、こちら三井不動産、それとコンサルタントの日建設計で説明させていただけれ

ばと思いますのでよろしくお願いいたします。

本題に入る前に、先週、近隣の皆様に向けた説明会を実施しておりまして、そちらの概要について、簡単に御報告したいと思います。

7月の17日・18日・19日の3日間にわたって、説明会を実施しております。御来場いただいた方は381名。質疑の件数は86件となっております。質問に関しましては、その場で我々事業者が登壇しておりまして、お答えをしております。こちらの内容については、月内にプロジェクトサイトのほうに、どういったQ&Aが行われたかということについて公表したいと思っております。同時にプロジェクトサイトのほうに説明会と同内容の動画を上げておりまして、そちらのほうでも御質問・御意見を今受け付ける形にしております。こちらの方もまとめてプロジェクトサイトのほうで、順次お答えしていくということで考えております。

説明会については以上です。

それでは、事後調査報告のほうに入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事業者 はい、それでは、事後調査報告書（工事の施行中その1）の概要について、説明いたします。

初めに、事後調査報告書の17ページでございます。事後調査の結果を御覧ください。

予測した事項の中の根回しの状況、養生の状況、仮移植について、報告いたします。

まず、2. 調査手法の2. 1 調査事項を御覧ください。

調査した事項といたしましては、（1）予測した事項として根回しの状況、養生の状況、仮移植計画です。（2）といたしましては、予測条件の状況でございます。（3）といたしまして、環境保全のための措置、環境保全措置の実施状況についても今回報告いたします。

19ページを御覧ください。

図1-1になります。これは、調査地点でございます。

予測した事項では、根回しの状況、養生の状況、仮移植計画について、調査地点は図1-1、御覧の図に示したとおりでございます。

根回しの状況、養生の状況につきましては、根回しを実施した建国記念文庫及び神宮第二球場周辺といたしました。

仮移植計画につきましては、仮移植を実施する計画地内及び計画地周辺といたしました。

また、予測条件の状況につきましては計画地内、環境保全の状況につきましては計画地

内及びその周辺といたしました。

次に、22ページの3. 調査結果を御覧ください。

3. 1 事後調査の結果の内容についてでございます。

(1) 予測した事項1) ア根回しの状況についてでございます。

根回しを実施した樹木につきましては、建国記念文庫と神宮第二球場周辺の移植対象樹木です。建国記念文庫の根回しの樹木は、22ページ、図1-2(1)になります。

神宮第二球場周辺の根回し樹木につきましては、24ページの図1-2(3)を御覧ください。この位置になります。

次に、29ページを御覧ください。

表1-2に示すとおり、これらの移植対象樹木の根回しに際しましては、根周り周辺を掘削し、樹木医の立会いの下必要に応じて環状剥皮の実施、発根促進剤や癒合剤の塗布、畦シートの設置などの処理をいたしました。

次に、31ページを御覧ください。

イ養生の状況についてでございます。

養生の状況につきましては、根回しの後に根鉢上に稲ワラマルチングの養生を行うとともに、灌水を週2回実施しております。これにより、根鉢周りの乾燥を防いで、夏季の温度調整を行っています。また、除草を適宜実施するとともに巡回についても週2回実施しております。

次に、32ページの仮移植計画についてでございます。

建国記念文庫及び神宮第二球場周辺の移植予定樹木の仮移植先及び本移植先の計画は、次ページの33ページの図1-3に示すとおりでございます。

建国記念文庫で根回した樹木につきましては、絵画館前へ仮移植を行うとともに、御観兵榎へ本移植をする計画でございます。また、第二球場で根回した樹木につきましては、ラグビー場棟敷地西側へ仮移植するとともに、御観兵榎及び絵画館周りへ本移植する計画でございます。

これらの移植につきましては、落葉樹は2023年10月頃から2024年3月頃まで。常緑樹は2023年9月から11月頃及び2024年3月から6月頃の移植の適期に行う計画でございます。

32ページに戻りまして、3段落目でございます。

移植方法としましては、根回し周囲を掘削して畦シートを撤去し、環状剥皮を施し、根

を切断しながら根巻きを行います。クレーン、高所作業車を使用して剪定を行い、その後吊具をかける幹に麻布等を巻いて、樹木を傷付けないように養生した上でクレーンで吊り上げて運搬用のトレーラー、トラックに積み込み、移植先まで運搬します。あらかじめ掘削しておいた植穴へクレーンにてそこに吊り込んで、植付けを行う。植付け後は十分に水極めを行い根鉢高さまで客土を埋め戻して、ワイヤー支柱等で必要な支柱を設置するということになります。

以下、移植先の状況については省略させていただきます。

続きまして、仮移植に際し、樹木に対する配慮事項及び養生計画として、34ページ、表1-3でございます。

ここに示すとおりでございますが、配慮事項といたしましては、例えば表の配慮事項の③灌水の実施と植栽基盤の蒸散抑制や、先ほど申し上げました④樹木の支柱等の設置、⑤の移植作業時の配慮事項として、仮移植作業時の踏み固めや雨天時の作業を控えるよう配慮するなどがございます。

続きまして、39ページの(3)環境保全のための措置の実施状況の報告です。

根回しの状況、養生の状況、仮移植計画に関する環境保全のための措置の実施状況につきましては、表1-7に示すとおりでございます。

なお、環境保全のための措置が未実施のものにつきましては、環境保全のための措置の欄と実施状況の欄、左側の欄と右側の欄でございますけれども、につきましてはおおむね同様の記載とさせていただきました。

御覧の表の下から二つ目を御覧ください。

環境保全の措置では、各施設の設計・施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするとしておりました。実施状況といたしましては、ラグビー場棟の詳細な形状については現在検討中であり、検討の結果はラグビー場の新築工事開始前に変更届において説明する予定です。それ以外の施設については、「今後、詳細設計を実施する計画です」と記載させていただきました。

次に、41ページでございます。

表の一番上でございます。施工に関する事項の環境保全措置の欄でございます。工事中におきましても適宜、樹木医等の立ち会い指導を受けるという記載としていました。実施状況といたしましては、「移植樹木の根回し及び養生においては樹木医の立会い指導の下、作業を実施しております」というふうに記載させていただきました。

次に、管理に関する事項でございます。同41ページの表の下から三つ目でございます。

環境保全措置の欄ということで、既存（移植）の樹木の根周りが歩行者などにより踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努めるとしました。実施状況といたしましては、建国記念文庫や第二球場周辺の工事エリアに仮囲いを設置して、立ち入りによる踏み固めを制限していると記載させていただきました。

続きまして、45ページです。

表1-7（7）の上から2番目の欄でございます。

建国記念文庫などの緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、建国記念文庫等から約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで建国記念文庫の樹林・生態系を復元するとともに、次の100年に受け継ぐ緑地環境整備をすると評価書のほうでは記載させていただきました。

実施状況といたしましては、建国記念文庫、第二球場周辺の既存樹木の移植に向けて、根回し及び養生を実施しております。これらの樹木の一部は仮移植を経て、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに本移植し、次の100年に受け継ぐ緑地環境を整備する計画という旨、記載させていただきました。

続きまして、47ページになります。

次は、予測の結果と事後調査の結果の比較検討というところでございます。

（1）予測した事項1）ア.根回し及び養生の状況でございます。

根回し、養生につきましては、先ほど事後調査結果の内容で説明したとおりでございますが、根回し及び養生の実施時期につきましては、評価書においては根回しは2023年2月から4月、養生は2023年5月から8月頃に実施するとしていたのに対し、根回しにつきましては2023年2月中旬から5月中旬、養生につきましては根回し完了後現在まで実施しております。

次のページの48ページを御覧ください。

イ.仮移植計画でございます。

この仮移植計画につきましても、先ほどの事後調査の結果の内容で説明したとおりでございますが、仮移植の実施及び場所につきましては、評価書において9月から10月頃に絵画館周りの広場内などとしていた内容について、計画を深度化し、落葉樹は2023年10月頃から2024年3月頃、常緑樹につきましては2023年9月から11月頃及び2024年3月から6月頃に移植に適した時期に絵画館前やラグビー場棟敷地西側にて仮

移植を行うとともに、本移植についても御観兵榎及び絵画館周りにて実施する計画でございます。

最後になりますけれども、50ページを御覧ください。

(3) 工事及び事後調査の進捗状況でございます。

工事工程及び事後調査の工程につきましては、次ページの51ページ以降の別添表3に示すとおりでございますが、工事の施行中その1では、建国記念文庫及び第二球場周辺の樹木の根回しの状況及びいちょう並木の根系調査の状況を説明するとなっております。

根系調査につきましては、根系調査を実施できた範囲では、全地点で評価書本編記載の考え方に示す、環状剥皮の目安となる「10cmメッシュ内に直径30mm以上の根が4本以上ある」箇所は見つかりませんでした。コンクリート塊や石礫、塩化ビニル製パイプが出現したことなどから、地点を増やすなど徹底した調査を引き続き実施します。

今後も継続する根系調査の結果や樹木医の見解を踏まえ、野球場棟のセットバックなど、いちょう並木を確実に保全するため、必要な施設計画の見直しに取り組みます。

また、建国記念文庫及び神宮第二球場周辺の樹木の養生の状況及び仮移植の計画につきましては、工事の施行中その2において予定していた報告を工事の施行中その1において報告するとともに、土壌汚染の状況も一部調査を実施したため、調査期間を工事着手時に変更いたしました。

これで、事後調査報告書の概要でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

続きまして、7月分受理報告に係る助言事項、事業者回答に関する説明でございます。

9ページでございます。

助言事項の1でございます。これは根回しに関する事項でございます。助言事項として、移植について根回しとは異なる手段を取る樹木がないという理解で正しいかという助言でございます。

回答といたしましては、移植においては基盤ごと移植などの方法は行わず、一本ずつ根回しを行った上で移植する計画でございます。根鉢での移植が困難と判断される樹木はなかったため、根回しを実施いたしました。

次に、助言事項の2でございます。

根回しにあたり樹冠の剪定や幹の切り詰めなどしていないという理解で正しいかという助言ございました。

根回しに際して樹冠の剪定や幹の切り詰めなどは行っておりません。なお、移植のため

運搬に必要と判断された剪定につきましては、樹木医の立ち会い・指導の下実施いたします。

○事業者 続いて、助言事項の3です。

土壌環境によっては、同じ樹種であっても細根の生育状況が異なることが考えられるため慎重に進めて頂きたいという御助言いただきました。

それに対する回答です。御指摘のとおり樹木によって細根の生育状況が異なりますので、根回しに際しましては樹木医の立会いの下、必要に応じて環状剥皮等の実施や個々の樹木に応じて慎重に対応してまいりました。また、今後も対応してまいります。あわせて土壌改良や客土等により植栽基盤として最適な土壌環境を創出していく計画となっております。

○事業者 続きまして、次のページでございます。

今度は、養生についてでございます。養生の助言事項の1についてです。「養生がまだ継続中である」ということか、それとも「養生」の終了時期が見通せないということか分からない。事後調査報告書の記載では分かりにくいという御指摘でした。「誤解を招かない」表現の徹底をお願いするという助言でございます。

回答といたしましては、根回し後の養生につきましては、稲わらマルチングを実施済みであり、仮移植を行うまでの間は継続して灌水・巡回を週2回実施するとともに、除草を適宜実施していく計画でございます。御指摘頂きましたとおり、継続実施中のものにつきましては継続実施中であることや、終了時期につきましても記載するよう、次回事後調査報告書（工事の施行中その2）におきまして加筆するという事にいたします。

○事業者 続いて、2つ目の御助言です。

根回し後の倒木対策について、高木に対してワイヤー固定のスペースは十分確保できているのでしょうかと。また、本移植・仮移植などの本数配分、移植先の具体の場所が確認できていないため、より具体の説明をしていただきたいという御助言をいただいております。

それに対する回答でございます。仮移植場所につきましては絵画館前及びラグビー場棟敷地西側にまとめた範囲で確保し、植栽基盤については面的に連続して敷設することで、ワイヤー固定のスペースも含めて十分に確保する計画でございます。

また、今回の事後調査報告書では、本移植・仮移植の概要と移植方法について、まずお示しをさせていただきました。移植にあたりましては、絵画館前のフットサルコートのうち北側についてマテバシイ、南側にはフウ等12種類。また、ラグビー場棟の敷地西側に

もマテバシイやモクセイ等、これは7種類を仮移植する計画としております。また、神宮外苑広場の御観兵榎の東側につきましてはヒトツバタゴや西側にはマテバシイなど9種類、移植先に既に植栽されている植種を中心に移植する計画としております。

続きまして、仮移植に関する助言、一つ目でございます。

「仮移植の実施及び場所については、評価書においては9～10月頃に絵画館前広場などとしていた内容について計画を深度化し…」とあり、落葉樹、常緑樹の移植に適した時期のみしか述べられていないと。仮移植予定の樹木を見ると、「神宮外苑広場の建国記念文庫の根回しした樹木は樹高10m超が半数で、葉張も大きな樹木が多く、また落葉樹の割合が高い。一方で、第二球場周辺の根回しした樹木の方は樹高が10m以下の常緑樹が大半を占めている」ということで、『計画の深度化』を以て、これらの樹木をどのような配置方針で仮移植するのか、あるいは明確にすべき点は何か。少しずつ具体的な記載をお願いしたいといった御助言をいただきました。

これに対する回答です。まず、移植の時期につきましては、落葉樹は23年10月頃から24年の3月頃、また常緑樹については23年の9月から11月及び24年の3月から6月頃に実施する計画でございます。仮移植の場所は、絵画館前及びラグビー場棟西側にまとまった範囲で確保し、植栽基盤としての植栽客土は面的に連続して敷設する計画としております。あわせて、移植時期や方法、植栽基盤確保の考え方、仮移植期間における養生計画などにつきましては、事後調査報告書の34ページに記載をさせていただいております。

また、次回以降の事後調査報告書において、具体的な本移植・仮移植の状況についても報告をさせていただきたいと考えております。具体的な樹種等につきましては、先ほどの回答と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

○事業者 続きまして、仮移植についての助言事項の続きです。助言事項の2でございます。

御観兵榎のエリアにつきましては、通路以外も人が歩くと。移植する位置は人の動線を配慮して選んでいただければと思うとの助言でございました。

回答といたしましては、御観兵榎エリアへ本移植する樹木につきましては、踏み固め防止のため、人の主要な動線には移植しないなどの配慮をいたしますと記載させていただきました。

続きまして、助言事項の3でございます。

絵画館前の仮移植先は、もともとフットサルコート等のグラウンド環境と思われるが、

礫割合や砂質分も高く土壌も締め固まっています。また、本移植先としている御観兵榎は、土壌固結が進んでいるようですが、移植先の土壌基盤として適切かという御指摘でした。移植樹木による既存樹木の根系や樹冠への影響の調査・予測はどうしているのか。さらに、A0層、A層の深さはどの程度あるのか。客土をする場合、どの程度できるのか。エリアとして移植先土壌基盤が適切であり、移植・仮移植後の安定的な活着が可能であることを説明していただくようお願いするという御指摘でございました。

それに対する回答といたしましては、移植先につきましてはエリアごとに下層大体深さ1m程度の土壌環境についても調査を行っており、概ね上層と同様に腐植が多いということを確認していることから、A層についても同様の深さまでであると考えております。また、客土を行う場合についても、既存土壌による植栽基盤同様1m程度、敷設する計画でございます。

御指摘のとおりフットサルコート内への仮移植を計画しており、礫割合や砂質分も高いため、現況地盤の表層20cm程度除却の上、下層1mの範囲まで堆肥等による改良を行い移植に適した土壌環境を創出します。また、上層には50cm程度良質の客土を敷設して、合計厚さ約1.5m程度の植栽基盤を整備するという事で、植栽基盤として最適な土壌環境を創出する計画でございます。

御観兵榎につきましても同様に土壌固結が進んでおりますが、透水は良好で腐植も多いため、土壌を重機等で十分に攪拌し、膨軟化作業を行うことで、移植に適した土壌環境を創出し、人の動線も配慮した位置へ移植することにより、移植は可能だというふうに考えております。また、移植にあたりましては既存樹木との間隔を十分確保して、既存樹木を傷めることのないよう配慮する計画でございます。

○事業者 続きます、4つ目の助言です。

「クレーン、高所作業車を使用」とありますが、工事用車道の整備を行うにあたって、植栽基盤への影響の回避・低減のための事項を具体的にということで御助言をいただきました。

それに対する回答です。クレーン、高所作業車、工事車両の作業地盤、通路整備につきましては実施済みの根回しにかからないよう養生した上で、作業車両の作業スペースを確保いたします。また、樹木保護をした上で吊り上げて、トラックに積み込むように計画しております。

続いて、5つ目の助言です。

常緑樹の仮移植は、乾燥が続くような天候条件で行うと樹木にダメージを与える可能性がある。よって、移植時期については注意をして頂きたい。また、仮移植先の土壌が非常に固いという結果が出ているので、もともとあった場所と仮移植先の土壌環境の変化が大きくなならないよう土壌改良をお願いしたいという御助言をいただきました。

それに対する回答でございます。繰り返しにもなりますが、常緑樹の仮移植に際しては移植適期である9月から11月頃及び3月から6月頃に実施する計画です。ただ、樹木医等とも相談の上で、天候条件も加味して移植を実施してまいります。

また、仮移植に際しましては、絵画館前及びラグビー場棟敷地西側にまとまった範囲で植栽基盤を確保し、植栽客土は面的に連続して敷設し、土壌改良等により最適な土壌環境を創出する計画でございます。

続いて、6番目の助言です。

仮移植が必要となる理由・背景について、事後調査報告書では読み取れなかったが、どこで説明されているのか。仮移植→本移植と比較的短期間で移植を繰り返すことで樹木へのストレスはないのか、樹木医による見解とともに事前に丁寧な説明であると感じたといった御助言をいただいております。

それに対する回答です。仮移植の必要性につきましては、ラグビー場棟の建設のため、神宮外苑広場（建国記念広場）の樹木を保全するエリア以外の場所を空けておく必要があることや、主な移植先である文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りが現時点では神宮球場が供用中であることから、いったん別の場所に仮移植をする必要がございます。

また、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りへの本移植は神宮球場解体後の令和15年以降を予定しております。

なお、移植に際しましては樹木にストレスが無いよう樹木医の助言をもとめながら、また、毎年のモニタリング等を実施し、その状況について事後調査報告書で報告をさせていただきます。

続きまして、環境保全措置に関する御助言をいくつかいただきました。

1番から5番目がおおむね同様の御助言をいただいております。新ラグビー場に関しまして、1番、読み上げさせていただきます。

新ラグビー場に関する質問で、「施設設計の深度化と併せ継続的に検討し」や「設計及び施工計画の深度化を進める中で」とあるが、具体的な要請内容の記載がない。また、「深度化」して具体的になってきた範囲で、こういった可能性が出て来たか、また具体的に

になったかなど、また期待した対応ができないことが分かったか、などより具体的な方法を示すことが出来ないか。また、ほかの委員の先生からも同様、もう少し具体的な内容を記載してほしいとの御助言がありました。

それに対する回答でございます。新ラグビー場の部分につきましても、伐採樹木の更なる削減などに向けて、新ラグビー場設計者に要請をしているところでございますが、現在ラグビー場の詳細な形状につきましてもは検討をまさに進めているところでございます。今回の報告対象とはしておりませんが、今後詳細が明らかになった時点で事後調査報告書等で報告をさせて頂く予定でございます。

また続いて、6番目の助言に移らせていただきます。15ページです。

新ラグビー場に関し環境保全の措置では「回避し、保全を図る」としているが、実施状況では「設計者に対して要請している」と記されており、不十分である。要請ではなく、事業者の責任で、樹木の伐採を回避し保全を図るべきだとの御助言をいただきました。

先ほどと繰り返しになりますが、新ラグビー場につきましても伐採樹木の更なる削減などに向けましてもは、新ラグビー場の設計者に要請を行い、ラグビー場の詳細な形状について検討を進めているところでございます。詳細が明らかとなった時点で事後調査報告書等で報告をさせて頂く予定です。

また、「樹木医・設計者・施工者」は、評価書に記載の表現であり、事業者はこれらを統括する立場であるため、このような表現を使わせていただきましたが、御指摘をいただきましたとおり、当然ながら事業者も一体となってこの深度化について進めてまいります。

○事業者 続きまして、助言事項の7でございます。

保存するいちよう並木についての助言でございます。

環境保全の措置では「地下部への影響を最小限に抑える施工方法を採用する」としていて、実施状況には、根の切断に関して記載されているが、根を取り巻く地下の環境に関する記載がなく、地下部への工事影響として不十分であると。具体的には、建物の配置や地表被覆の改変に伴う雨水浸透の変化が、土壌水分量の分布や変化に反映されることが想定される。いちよう並木において土質の違いや根の深さを考慮した土壌水分量モニタリングを実施し、その結果をいちよう並木に対する工事の影響の未然防止に活用すべきではないかという助言をいただきました。

それに対する回答でございます。

新築着工の実施前の令和6年10月頃から4列いちよう並木の近傍で地下水位のモニタ

リングを実施し、事後調査報告書で報告する予定でございます。また土壌水分量モニタリングなど必要な調査にいたしましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、助言事項の8でございます。

環境保全措置では、「工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査などモニタリングを実施」するとしているが、実施状況に示された「活力度調査」だけでは、いちように影響が及んだものを検出するものであり、保全を目的としたモニタリングとしては不十分ではないかという助言でございました。「活力度調査」に加えて、いちよう並木における日射量や土壌水分量など地上や地下環境のモニタリングを実施して、工事や建築物による周辺環境への影響を定量的に把握し、その結果を施工計画や保育管理に随時役立てるということで、いちよう並木に対する工事の影響の未然防止につながるのではないかという御助言でございました。

それに対する回答でございます。

4列いちよう並木への日影の影響につきましては、事後調査により日影となる時間数等を確認するとともに、地下水位モニタリングを実施し、事後調査報告書で報告する予定でございます。

これらの結果と合わせて活力度調査を実施し、樹木医などの専門家の指示を仰ぎながら必要に応じて対応を行っていくという計画でございます。

また、土壌水分量モニタリングなど必要な調査につきましては、今後検討をいたします。続きまして、その他事項になります。

その他事項の助言事項の1でございます。

「病虫害被害が見られた際は、状況を踏まえて対応する」とあるが、どのような対応をするのか。また、移植・仮移植後に樹勢劣化や不活着などの場合において、事業者としてどのような対応をするのかという御助言でございました。

回答といたしましては、病虫害被害が見られた際には樹木医などの専門家の指示を仰ぎながら、農薬を既定の希釈や用法に則り散布を行う予定でございます。

また、樹勢劣化や不活着等の場合には状況に応じて灌水、液肥、発根促進剤等の施用を行う予定でございます。

次に、助言事項の2でございます。

樹木の移植等の施業環境の整備として、植栽以外で、重機による土地性状の改変（たと

えば舗装や境界部構造物などの撤去) がなされたエリアがあれば、どのような作業により、どのような地表・地中の改変がなされたか御報告をお願いしたいということでございます。

回答といたしましては、建国記念文庫及び神宮第二球場周辺につきまして、植栽以外の改変は神宮第二球場の解体として備品、フェンスなどの撤去を実施しておりますが、現状舗装や境界部構造物等の撤去、地表の掘削・埋め戻し・舗装などはまだ実施しておりませんと記載させていただきました。

○事業者 続きまして、3つ目の御助言です。

いちょう並木根系調査の状況は、主に今回の事後調査報告書での報告と理解をしたが、「根系調査を実施できた範囲では10cmメッシュ内に直径30mm以上の根が4本以上ある箇所は見つからなかった」につきまして、どの位置・範囲を調査区間とするかといった具体的方法が評価書では示されていなかったため、実施方法や時期をはじめ、より丁寧に進捗を報告いただきたいとの御助言をいただいております。

それに対する回答でございます。

根系調査につきましては、今年の1月11日から18日の期間において、4列のいちょう並木の西側1列の10地点において調査を実施いたしました。

調査の位置・範囲については、事後調査計画書に記載のとおり、歩道縁石から約6.5m内外の位置において、幅約1.0m以上、深さ約1.0m以上、奥行き約1.5から2mの穴を原則手掘りして調査を実施いたしました。調査地点や方法の詳細につきましては、こちらは評価書には記載できませんでしたが、神宮外苑まちづくりのプロジェクトサイトを通じて公表をしております。

今画面でも示しているところが、赤丸の箇所が10地点、調査をした箇所となっております。

調査いたしました、しかしながら、10地点中9地点におきまして、先ほどの報告もあったコンクリート塊や石礫、塩化ビニル製のパイプなどが出現したことなどから、今回の調査実施と比べ、範囲を広げて必要なエリアで地点数を増やすなど徹底した調査を引き続き実施することとしております。今年の冬に実施をする予定でございます。

今後も継続する根系調査の結果や樹木医の見解なども踏まえ、野球場棟のセットバックなど、いちょう並木を確実に保全していくために必要な施設計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

また、続いて、4つ目の助言です。

都民・国民の関心の高い事例でもあり、報告事項について分かりやすい形で情報説明や情報発信をして頂きたいとの御助言です。

回答といたしましては、報告事項につきましては工事中の毎年と、工事の完了後1年後に事後調査報告書として報告をさせて頂くとともに、事業者のプロジェクトサイトにおいても国内外に情報発信をしていく予定でございます。

また、本日におきましても、本審議会総会で行われた内容について、本日夕方頃、事業者においても情報発信をしていく予定でございます。

○事業者 続きます、助言事項の5でございます。

「基準値を超えた樹木については、鉛による形質変更時要届出区域内の汚染サンプル位置と樹木の位置が重なっていたため、伐採となる見込みである。」と事後調査報告書のほうには記載があると。形質変更時要届出区域内において「土地の形質の変更を行う場合は、汚染の拡散を防止するため、都道府県知事などに事前に届出を行うとともに、施行方法について一定の制限を守る必要があります。」とあり、掘削自体が制限されているわけではない。届出を行うことで、2本の樹木を保護できる可能性がないか、一度、土壤汚染に関連する環境部局に相談されてはどうかという御助言でございました。

回答といたしましては、土壤汚染区域には全体で10本の移植予定樹木がございます。伐採を回避するため絞り込み調査を行いその結果、基準値以下の8本の樹木につきましては、予定通り移植を行うこととなりました。残り2本につきましては、鉛による形質変更時要届出区域内の汚染のサンプル位置と樹木の位置が重なっていたということもあり、基準値を超過している状況でございます。

土壤汚染が確認された2本の樹木につきましては、根鉢に付着している鉛による土壤汚染が、移植により移植先の土壤に拡散するおそれがあることから、関係部局とも相談の上やむを得ず伐採というふうにさせて頂くこととしております。

○事業者 その他の最後です。6番目です。

土壤汚染に由来して伐採する必要があることは（外部に対し）明確に示したほうがよい。また、樹齢100年の樹木を1,000本以上伐採など、未だに数字が独り歩きしている印象を受けるといった御助言をいただきました。

それに対する回答です。

やはり御指摘を頂きましたとおり、樹木の伐採理由などの情報について、事後調査報告書のみならずプロジェクトサイト等を通じて、やはり誤解をいろいろと招かないように、

国内外に情報発信を事業者として努めてまいりたいと考えております。

以上で、受理報告に関わる助言事項及び事業者の回答について終わらせていただきます。

○柳会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま事業者から説明のありました事後調査報告書（工事の施行中その1）や、その事後調査報告書への助言に対する回答について、事業者の方との質疑応答を行いたいと思います。

委員の方から、先ほど根回し、養生、仮移植、環境保全措置、その他について様々な御質問があり、それに対する回答を得たということでありますけれども、委員の方から、さらに御意見や御質問をお願いしたいと思います。

それでは、宮越委員からどうぞ。

○宮越第二部会長 宮越です。評価項目では、地盤と水循環を担当しています。

私、今日の資料の15ページにある7番目と8番目でモニタリングについて御質問させていただきました。

回答を拝見して、私は事業者さんが地下環境に対する御理解を間違えているのではないかと思います。

私、この指摘の中で、土壌水分について述べているところなのですが、事業者さんの御回答で、地下水位のモニタリング御回答を含めていただいていますよね。まず土壌水と地下水は別です。環境影響評価項目の地盤、水循環で取り扱う地下水のモニタリングと、今回私がここで御提案した生物が生育のために使う水、土壌水とは別です。そこをまず改めていただいたほうがいいのではないかと思います。

広く言うと、地下水に土壌水は入るのですが、今回これは明らかに違いますよね。地下水面のモニタリングをしていると言っているのです、飽和している部分の水のことを地盤、水循環では扱っているわけで、これを一緒に御回答をいただくのはやめていただいたほうがいいと思います。

その上で、御質問させていただきたいのですが、今回モニタリングとして活力度調査をされているということなのですが、これの間隔というのはどのぐらいでしたか。この調査報告書に書いてあったかと思うのですが、ちょっと今確認できないので教えていただきたいのですが。

○事業者 活力度調査につきましては、今現在計画している、イチョウの活力度調査については、年3回を予定しております。事後調査計画書の中ではあまり詳細は記載できていな

かったのですけれど、春夏秋といった形で3回にわたって活力度調査を実施する計画でございます。

○宮越第二部会長 分かりました。

年3回の活力度調査でやって、私これ、生物・生態系専門ではないのですが、いちよう並木に影響があったとしたら、もういちよう並木に影響を及んでから検出するようなものですよ。今回事業者さん、保全されると言っているのですが、それは保全と言えるのですか。

私が言いたいのは、このイチョウの周辺環境をきちんとモニタリングしていただいて、イチョウに影響が及ぶ前に、活力度で何か異常が出る前に環境変化というのを検出すべきではないかと思って、これを御提案させていただいたのですが、この事業者さんの御回答で、まず地下環境に対する御理解の違いというのが1点あったのと、あともう1点、回答の中で、モニタリングはやりますと、今後、項目について検討しますという御回答であれば、私はここで質問する意図はなかったのですが、モニタリングするかしないかも検討されるのですよね。年3回の活力度調査をやって、結果、影響がありました、モニタリングというのは結構連続的にやらなければいけないと思うのですが、実際やっているのは断続的ですよ。まず、そういったところと、あと活力度調査で影響があつて、では何が一体工事の影響なのだろう、どこを改善すればいいのだろうということが、全く周辺の環境をモニタリングしないで言えるものなのかというのが非常に疑問に思いました。その点もちよつと教えていただきたいのですが。

○事業者 ありがとうございます。

まず、地下水位のモニタリングのところと、宮越委員から御指摘いただいている土壌水分量のモニタリングは全く異なるものだということ、記載の内容も含めて大変失礼いたしました。

まず、土壌環境調査という意味で、水分量も含めて、このいちよう並木の西側の土壌についても調査自体は実施をしております。

いただいた御意見も踏まえまして、やはりそこのイチョウの活力度だけではなくて、やはり周辺環境の土壌の環境もきちんとモニタリングをして、その環境もどうであったのか、どうであるのかということも踏まえて、イチョウをどのように保全していくかという部分、非常に大切だなと思ひましたし、それを実施していきたいと考えておりますので、そのような形でちよつと今後進めていきたいと思ひます。

○宮越第二部会長 分かりました。

まず、地下環境に対する御理解を訂正いただくのと、あとモニタリングについて検討いただくのはくれぐれもよろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて、水本委員、お願いします。

○水本委員 水本です。

すみません。3点、質問させていただきたいのですが、今新たに出てきた今回の資料についてなんですが、先ほど来の議論というか、御説明を聞いていますと、まだ今回の資料にもいちょう並木に関わる球場の問題ですとか、ラグビー場ですとか、結構注目度の高い点で予定の数字が入っていないようなところ、セットバックの数字がどのぐらいになるのかとか、少しまだ不安定な部分が見受けられるかなというふうに理解しているのですが、これ、もし間違っていたら御指摘をいただきたいのですが、まだそこら辺は固まっていないという理解の上で質問します。

その上で、これについては、早い段階でやはり教えていただきたいというのが率直なところなんです。その上でなんですけども、ここからは意見なのですが、まず、このセットバック等の内容が出た時点で先ほど御説明のあった住民への説明、住民含めたステークホルダーへの説明会というのが行われるのが私は望ましいかなというふうに思っておりまして、その段階での合意形成というのが、本来必要なのかなというふうに理解をしています。数字の問題でもし間違っていたら御指摘を下さい。

もう一つ質問をさせていただきたいのが、大きな樹木をクレーンで吊るというお話が先ほど来出ていまして、これについては、横田委員のほうからも根回しの点ですとか、その他2というところで質問が出ていましたので、それに関連しての質問です。

これはこの吊り上げの際なのですが、クレーンは最近結構倒れたりとか、怖い事故が起こっているんで、必要な安全措置というのが、工事上でも、私は詳しくはありませんけれども、あるかとは思うのですが、これについて、そこの地盤的には、例えば改良材なんかを入れるような措置が取られ得るのかというふうなところも気になっております。

万が一、もし、そういう措置を取られる可能性があるということであればお答えをいただきたいのですが、一旦例えば地盤に対して何か措置をした上で、その後、その土壌については、その場においては何らかの土壌入替え措置を取ったりですとか、そういう措置が取られたりとか、その土壌の植物に対する影響というようなこともあり得るのかとか、そ

の辺り、可能性の可能性で申し訳ないのですが、少し気になるので質問させてください。

この樹木の関係でこれは動いているのですが、併せて、私の関係の史跡・文化財についても、その部分、掘削箇所が増えるのであれば、埋蔵文化財調査なんかにも関連してきますので、両方お願いしたいと思います。

最後、3点目なのですがけれども、先ほど住民の方への説明ということで、この場でも前回議論になりましたが、参加者をどういう形にするのかというのは、いろいろお考えの上で処置されたと思うのですが、一つは、やはり住民を含めたステークホルダーというものに対して、もう少し御配慮をいただけたらなというふうに思っております、その一方で、これはあまりにも公開の議論になり過ぎていて、実際に居住者の立場からすると、全ての質疑が公開の場で行われるとなると、聞きたいことも聞けないのではないかなという懸念もちょっとございまして、その辺り、公の場で論じるような議論と、少しプライベートな居住という空間に対しての議論というのを、御配慮を両方にいただきたいなという、3点、その辺りどうお考えかを伺いたいなと思います。ちょっと長くなってややこしいですけど、お願いします。

○事業者 ありがとうございます。

私のほうから、まず1点目と3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の球場のセットバックを含めた検討というところについて、まだ数字のほうは固まっていないように見えるというお話しですが、これに関しましては、委員御指摘のとおり、どのぐらいのセットバックを検討するかというところについては、まだ未定でございます。

これにつきましては、説明の中でもございましたが、根系調査、これを次の冬に地点を増やしまして徹底してやるということで考えてございます。その結果を踏まえまして、これは樹木医の見解等も踏まえて、どのぐらいのセットバックでイチョウを保全するかということについて、しっかりと検討した上で確定したいということで思っております。

このときに、セットバックの内容について、もし仮にセットバックが必要だということになった場合、その辺の発表については、ステークホルダーへの説明が必要ではないかという御意見でございますが、しっかりとこれについては対外公表をして進めるということで考えてございます。

その際に、説明会という形を取るかどうかについては、これは現時点では未定でございますが、少なくともしっかりと対外的に公表して進めていくということで考えております。

2点目は、後ほど御回答いたしますので、3点目に移らせていただきまして、今回の説明会の在り方でございますが、これにつきましては、我々のほうでいろいろいただきました御意見を踏まえて、検討して、今回の形をとってございます。

先ほど冒頭で御説明しました7月17日の説明会の前に、お昼の12時に私どもが3回の説明会で説明をした内容をまずプロジェクトサイトのほうで公開をしております。資料についても全て公開をしております。

そういうことで、我々が今回御説明をしたかった内容について、これを広く皆様にまず御理解をいただきたいということで考えました。同時に御質問、御意見についてもお受けするというので、そこについてもオープンにしております。

その上で、一番影響がある近隣の方については、フェーストゥフェースで御説明をし、そこで御質問や御意見を承るということで、そこから三日にわたって実施をしたというところでございます。

おっしゃっていただいた、聞きたいけどちょっと聞けないのではないかとということについては、そういったこともあろうかと思うのですが、説明会に参加された方でもプロジェクトサイトのほうでは御質問いただけるということになっておりまして、今現状も御質問、御意見をいただいている状況ですので、そちらのほうでお送りいただければ、もう少し公表という形ではなく、御質問いただけるかなというふうには考えております。

○事業者 続きまして、2点目いただきました御質問、御意見に対する回答でございます。

樹木を移植するに当たって大きなクレーン車を現場に入れた場合に、その土壤の地盤の改良などが行われるのか、また、行われた場合は、その後の措置はどう考えているのかといった御質問だったかと思えます。

現状、建国記念文庫のエリアでいきますと、やはり通常の土の環境でございますので、大型のクレーン車を入れるに当たっては、一部の土壤の改良は必要であろうと今考えております。そういった形で検討しております。

ただ、先ほどの御助言に対する回答でもお話をしましたとおり、もともと従来移植をする樹木の根回しをしている範囲について影響はないようなところで地盤の改良、またクレーン車の据置きといったところをまず検討させていただいております。

また、改良範囲について、まだ具体的に決まっているわけではございませんが、一部従後ですね、敷地に対する既存の樹木に対する影響は及ぶ場所がある場合には、当然にしてその土壤改良した箇所については、きちんと客土の入替え等を行って、その植栽基盤のき

ちんとした確保といったところは必要であろうと考えておりますので、そういった地盤改良のところの点については、現状の考えを述べさせていただきました。

また、それを踏まえた埋蔵文化財の調査といった観点の御質問もあったかと思えます。こちらについては、地盤改良するかもといったところも踏まえて、どの範囲を掘削し、どの部分まで、どこの深さでといったところを今東京都、また新宿区の埋蔵文化財の御担当の方とも調整を行いながら、現在、作業をこれからしていくところがございますので、そういった観点についても配慮しながら進めていっております。

○水本委員 埋蔵文化財については、十全の対応をなさっているということで理解しました。

1 番目についても、状況的にはよく理解できました。

3 番目なのですけれども、2 点、2 方向のことで伺ったので、ちょっと難しい聞き方だったと思うのですけれども、今公開の場での正直言えば議論に、もうマスコミは正直通じても含めて、SNS も通じての公開の場での議論になっているとおり、都市の緑というようなことに対して、今までこれまでの日本においてあまり議論がしっかりとできてこなかったところについて、かなり先鋭的に三井不動産さんも関わられていて、ここはこれからのこの合意形成の在り方も含めて、なかなかまだ答えがないところを全体で模索している段階かと思えます。

そこについては、今、模索しながら進んでいるという状況で、住民説明会、さっきのほうについても、そういう部分はあるかと思うのですが、それはそれで結構なのですか、やり方はいろいろまたあるかとは思いますが、そこは今動いているところ、一方で、その影で声を上げられない方が出ると困るなという、その2 方向は必ずどちらも必要だと思っておりますので、そこについては、今御説明、二つ目の心配のほうは御対応をされているというお答えがありましたので、承知しましたというところです。

1 番目の議論が不要とか、そういう気持ちもありませんけれども、2 番目のところも御配慮をなさっているということで理解ができました。答えについては、ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 4 点ほど、大きなテーマで御質問とコメントをさせていただきたいと思うのですけれども、まず一つ、本移植に関しましてお伺いしたいと思います。

今日の資料の10ページ、11ページ、いくつかの箇所で本移植の樹種の検討をされて、移植先を提示されていらっしゃるけれども、まず、こちらの本数の配分に関して教えていただきたいというふうに思います。

○事業者 御意見、ありがとうございます。お答えさせていただきます。

まず、本移植ですけれども、御観兵榎のエリアにつきましては31本になります。それから、絵画館の裏手のところですね、そこを3か所、丸がありますけれども、そこに3本というところが本移植の本数になっております。

○横田委員 ありがとうございます。

御観兵榎の神宮外苑広場ですけれども、東側のほうにヒトツバタゴ、西側にはマテバシイ等9種ということで、樹木の種類を基に今存在しているという根拠で場所を選定されていると思うのですけれども、環境として見たときに、果たしてそれでいいのかというのが私が懸念していることの一つ目です。

神宮外苑広場のこの区画というのは、落葉常緑の混交林になっていると思います。この榎が主たる景観木になっているような環境ですので、やはり落葉樹林の混交具合というのは、非常に重要な環境だと思うのですね。

そこに対して今回移植検討されているのは、特に西側中心にマテバシイ等9種ということで、これは特に常緑系の樹木だというふうに思います。これを31本ですか。ヒトツバタゴを入れて移植されたときに、おそらく長期的に見ると、植生が大きく変わってしまうのではないかとというのが懸念していることです。

この範囲というのは、事後調査の調査範囲にも入っていないですし、まして、評価書の評価においても、調査予測されたようなエリアではないというふうに認識しているのですけれども、ここに対する生態系や景観の影響というものをどのように考えられて、このような移植・本移植を検討されたのかの点をお伺いさせていただきます。

○事業者 御質問、ありがとうございます。

まずは、今回移植する樹種と、あと移植先、御観兵榎の樹種ですね。一部事後調査報告書にも書いてあるとおり、違う樹種があるのですけれども、おおむね同じ樹種を移動すると、もともと御観兵榎にもある樹種を移植樹として持っていくということがあります。

あとは、土壌環境などにつきましても、調査を行って、今回事後調査報告書のほうに記載させていただいた結果、確かに一部固結等としているのですけれども、土壌改良あるいは土壌の置換、攪拌を行って土壌環境上も移植が可能なのではないかと考えて

おります。

樹種的なこと、あと土壤環境上も本移植先として大丈夫ではないかという方針の下、行う計画でございます。

○横田委員 調査範囲とか、調査地点の設定をしないまま長期的に植えっ放しでいいのではないかというふうに聞こえてしまいますし、木を見て森を見ずになっていないかということとはやはりとても心配なところですよ。

もし、本移植をされるのであれば、これはモニタリングサイトになっている必要があるのではないかというのが私の一つ目の意見ですし、もしモニタリングの計画が持てないのであれば、この本移植自体、きちんと一旦立ち止まって考え直すべきではないかなというふうに考えます。これは意見です。

二つ目が、地盤に関してですけれども、先ほど宮越部会長の御質問にもあったとおりですけれども、表層の水分のお話をしているのですけれども、土壤の固結が見られていて、腐植、浸透性が高いというのは、何となく納得がいかないところがありまして、この腐植、浸透性が高いというふうに表現されているのは、どの範囲を指していらっしゃるのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○事業者 まず、ちょっとその前に、先ほどの御質問で回答で申し訳ございません。

○横田委員 すみません。

○事業者 言い忘れたことがありまして、先ほどの御観兵榎のほうに本移植をするというお話をさせていただいたのですけれども、これにつきましても、移植樹木でございますので、今後モニタリングは継続して行っていく予定でございます。

さらに、これにつきましても、事後調査報告書の中で報告していくということを考えておりますというか、予定しております。

○横田委員 生態系とか、景観も対象にはなっていないのでしょうか。

○事業者 生態系、活力度を中心に報告する予定でございます。

○横田委員 それは移植樹木ですよ。移植ではなく、環境の変化に関してのモニタリングはされないのかという。

○事業者 今いただいた御意見を踏まえまして、もともとの予定では、やはり移植樹木のモニタリングという観点で物事を考えておりましたけれども、御指摘いただいたとおり、やはり違うものがそこに来るとということによる生態系の影響という部分については、一定程度あると思いますので、そういった部分も検討していきたいと考えております。ありがと

うございます。

○横田委員 はい。景観とぜひセットで検討いただきたいなど。いちよう並木からつながる混交林ですので、いちよう並木からいきなり常緑樹に変わって、分断されたような景観が出来上がっては、そもそもの創建当時の景観の抜け感も違う、全く違うものになると思いますので、きちんと検討していただきたいと思います。

2点目に関しての土壌水分と腐植の件はいかがでしょうか。

○事業者 土壌水分量はどこのエリアかというお話しですけれども、事後調査報告書のほうの91ページに、土壌水分量、土壌調査地点をプロットさせていただいております。御観兵榎のところにつきましては、3点、4、5、6ということでプロットさせていただいております。

ここを見るに、結果につきましては、93ページに体積含水率とか、あと92ページに透水性、硬度の結果を記載させていただいております。

御観兵榎につきましては、確かに土壌が固結ということでございますけれども、透水試験の結果といたしましては、4、5、6地点ともに良好ということでございますので、透水性、それに関しては問題ないのかというふうに思っております。

それ以外につきましても、93ページの化学性の調査結果につきましても、基準値を満たすような形で、例えばpHなんかも4以上ありますので、特に問題のあるような数値にはなっていないのかなというふうに思っております。移植先の環境として、特に問題はないのかなというふうに考えております。

○横田委員 資料を見ているので、そのようにお考えのことはよく分かっておりますけれども、表層を測った浸透能で、例えばですけれども、根腐れのリスク等が評価できるのかということが私の問いたいことでして、地盤がそもそも硬いということは、転圧されているかもしれませんが、根鉢の下側抜けが悪かったら根腐れもしにくい、しやすい環境が起き得るかもしれませんよね。そういったところの硬さですとか、浸透能というのは根鉢の下ですよ、それに関しては、どのようにお考えなのでしょう。

○事業者 お答えいたします。

今説明した、状況としてはそういうことだということで、透水性はいいけれども、固結しているというところでございますので、まずは固結している部分の膨軟化ということと、肥料を混ぜて、植栽基盤としての状況、最適な状況をつくっていくということだと思っておりますけれども、それについては、実際に植える植栽の根鉢よりも下層のところまで、実際、

本移植で植える御観兵榎のところの移植樹木の根鉢の深さよりも下層のエリア、20 cm、30 cmぐらいまで深いところまで攪拌をして、根腐れ等そこに滞水を起こさないような処置というのを行っていくということが1点目でございます。

また、攪拌をして膨軟化した植栽基盤のそれがどう妥当であるかというところになるかと思うのですけれども、それについては、植栽基盤の整備マニュアルというものが日本緑化センターと、そういったところから示されているような基準に則って肥料の配分であるとか、土壌の性能ですとか、そういったものというのを確認をして、最終的に植栽をしていくというようなことを考えたいというふうに思っております。

○横田委員 対策としては分かるのですけれども、根拠としての土壌水分、基盤条件ですかね、基盤の条件の把握というのをきちんとやはりしたほうがよろしいのではないかというふうに思うんですよね。といいますのも、先ほど移植が失敗した場合の措置に関してもちよっと質問させていただいたのですけれども、あまりはっきりとした御回答をいただけませんで、それは根拠となるようなデータを持っていなかったから失敗したのではないのというふうになりかねない話ですよね。

ですけれども、それは対策で何とかしていましたというのは、なかなか調査、予測評価の流れとして説明がつけにくいのではないかなというふうに思うのですよね。

ですので、きちんと移植適正をどう評価したのかということを検証できるようなデータをセットで取りながら、今移植検討していただきたいというのが二つ目ですね。

いかがでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

まさに今の状況でそれを対策して移植するから大丈夫としか、多分我々今お伝えできていない部分があって、やはり実際に移植するときの土壌環境をどう整えた、その整えた前提というのは、どういうことを根拠に整えたのだというところのデータもきちんと残しておきながら、ちゃんと事後調査報告でも報告できるような形を取っていききたいなと今思いましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○横田委員 本移植の前に、やはりそういうことが必要ではないかなというふうに私は考えました。

○事業者 はい。

○横田委員 あと三つ目、ラグビー場の件ですけれども、環境保全措置で13ページですか、5名の方の意見が出ていますけれども、やはり事業者さんの今背負われている責任という

ものをもう少しクリアに御説明いただくべきではないかなと私は思います。

やはりラグビー場の周りに新植をされるのですよね。なぜ新植の必要性があつて、なぜ例えばですけれども、建国記念文庫の保全エリアと言えるものを拡張するような考え方で、神宮の森の中にラグビー場を造ることが提案されないのか。そういったコンセプトのレベルに関しては、事業者さんがきちんと説明できるような気がするのですよね。これ基本設計が決まらなると分かりませんというのは、あまり我々としては判断が何も持てないように思っています。

建国記念文庫の周辺の街路景観の在り方というのも、デザインコンセプト一つで決まると思うのですよね。それがなぜ今の段階で御説明いただけないのか、そこが非常に我々としては見え際がなさ過ぎるのではないかなというふうに思っています。いかがでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

今我々御回答していた中で言うと、やはりラグビー場の設計のまだ検討中なのでというところに終始をしてしまっていたのですが、今いただいたラグビー場だけではない周辺の考え方といったところが、今現時点で言いますと、御報告できるような形でまとまっていないことも事実でございます。

ですので、そういったところもまとめてきちんとお示しする必要もあるのだろうと今思いましたし、ただ、併せてやはりラグビー場の設計が決まった後ではなくて、ある程度やはり進んだタイミングでは、きちんとこの審議会の場でも御報告もさせていただいて、皆様にも見ていただきたいと、確認をいただきたいというふうには思っておりますので、そういったラグビー場だけではない観点というところの点が一部抜けている部分もございまずので検討していきたいと思えます。

○横田委員 ありがとうございます。

景観の保全措置としても、ラグビー場の東側の街路の並木なんかを位置づけられていますよね。その例えば幅員がどれだけ取れるかによって、景観の保全措置の効果というのは大分変わってくるはずですよ。そこに新しい新植の低木を植えても、あまり効果が期待できない一方で、現在建国記念文庫の中では、行き場を必要としている樹木が存在しているわけですよ。なぜそれが活用できないのかとか、なぜそれをあえて事業の計画地外に出さなければいけないのかというところの根拠づけが、やはりデザインコンセプトなりなんなりで示されないと、なかなか我々としては理解が難しいなというふうに感じます。よろしく願いいたします。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○横田委員 4点目は、いちよう並木でして、こちらは次回にということなので、少しまだ見えない部分も多いかと思うのですけれども、今回ガラがたくさん出てきているということで、ガラの層の位置に関しては、ある程度もう見えたのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺りの情報と、どの程度掘られて、どういった状況だったのかというようなところ、もう少し実態を御報告いただけるとありがたいと思います。

○事業者 ちょっと今すみません。手元に全てのデータがないものですから、全てがお答えできないのですけれども、やはり今回1m、また幅1mと深さ1mの範囲で調査を実施する前提で掘っていきました。

大体深度でいきますと、おそらく上層部から70cm、80cmぐらいの辺りでガラが出てきたり、あとはパイプが出てきたりといったところが見られております。どの時点が、どうだったのかというのが手元にないので、今お示しはできないのですけれども、実情としては、10地点中9地点がやはり1m×1mというところの全ての深さまで掘ることができなかったといったところが実態でございますので、やはり次の調査においては、場所もそうですし、あとは、どのように掘っていくかということも含めて、今検討をさせていただいているところでございます。

○横田委員 はい、承知しました。

ガラがあったということは、おそらくその下にまだ射出根とかがある可能性があるということかと思えます。それは1m程度以上を掘ってなかったと断定するには、ガラが出てきたことによって不確実性が高まったので、もう少し深く掘らないと分からないというようなことでもあるのではないかなと思うのですよね。

建築物の構造、躯体を支える支柱というのは、もっと深い範囲にももちろん影響を及ぼす話ですので、これはどの範囲まで掘れば射出根などの影響を評価できるのか、これに関してきちんと検討いただく必要があると思えますし、それは無理ができないということでもあると思うので、やはり影響があり得るという段階で一旦立ち止められるような準備もしておく必要があるかと思うのですよね。

そういった根系への影響評価の在り方がガラが出てきたことによって少し見えにくくなっているように思いますので、その辺りクリアにさせていただいて次のステップに進んでいただきたいということをお願いしたいと思えます。

○事業者 ありがとうございます。

まさに今回出てきたそういった支障物も踏まえて、次のやる位置ですとか、箇所についても、今まさに検討しているところがございますので、また、それらも踏まえて御報告させていただきたいと思います。

○横田委員 ありがとうございます。

また、最後にお願いですけれども、これ事後調査計画書にのっとなってやりましたというような報告に済ませるのではなくて、事後調査計画書をどのように見直ししながら進めているかということもぜひ御報告いただきたいというふうに思います。これはプロジェクトサイトなどにおいても、よりポジティブなモニタリングを発信する機会にもなろうかと思えますので、事後調査計画書ありきではなくて、やはりその状態その状態に即した前倒し調査が必要ではないかなと。

先ほどの樹木の影響も遅れて出てくるのではないかというお話が、いちよう並木に関してもありましたけれども、全くそのとおりだと思いますし、移植先の周辺樹木への影響なども同様かと思うのですね。

そういったものは前倒しして図っておかないと、影響が想定できる段階になっては、もう影響が生じているのですよね。そういったモニタリングの手後れ感をどんどん解消しなければいけないと思いますので、事後調査計画書ありきだと、その直前というふうな考え方になりやすいところをもっと前倒しして戦略的に調査していただきたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。

進めてまいります。

○横田委員 ありがとうございます。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 今の横田委員とほぼ被るので、私からはコメントだけなのですが、私もいくつか意見を書きましたが、結局のところ、深度化し、具体化したら何とかする、次は何とかを報告をできるだろうという記載が多く、非常にこの先どうなるのかが見えないということと、今横田委員からも指摘があったように、この手順で示していくことは分かっているが、次何が出てくるか分からないので、出てきた時点ではもう遅いのではないかという不安もあり、いろんなことがやはりここから読み取れるのですね。

なので、先ほどの横田委員の最後のコメントにもありましたように、事後報告書を見直

しながら、つまりロードマップみたいなものは最初に書いておいて、それを示していきながら歩を進めて、こう立ち止まったからここでこうなったというような進め方をぜひやっていただきたいと、これはコメントというか、意見、お願いです。

ロードマップは書くことに目的があるのではなく、書き直していくことがロードマップの目的ですので、一度書いたものをそれとおりに進めていかなければいけないものは、実施計画書です。ロードマップではありません。ロードマップは最初に想定されたいろんな予想に基づいて書いていくが、皆様の今悩みの元であるラグビー場の設計というような不確定要素であるとか、掘り返してみても何とかが出てきたとかというようなものを見直しも、どこで何が行われたかというのが、やはり目で見て分かるというのは、非常に大切だと思いますので、私がいろいろ専門外で書いた意見を読み返しながら、今横田委員の意見も伺いながら、やはりそれが必要ではないかなと思いますので、ぜひそういう進め方も考えていただければと思います。

私の意見です。以上です。

○事業者 廣江先生、ありがとうございます。

今横田先生のお話と廣江先生のお話と、事業者としてよく理解いたしましたので、しっかり踏まえて進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○柳会長 ほかに、質問された方に対する回答ということで、それで十分かどうかについても、何かあればコメントをお願いいたします。

水本委員、また手が挙がっていますけどよろしいでしょうか。

○水本委員 すみません。水本です。

二度目で申し訳ないのですけれども、先ほど来の議論でやはりこの樹木の移植等に関しては、すごくテクニカルな面がありまして、その上で挑戦的な部分もあるのだろーと思っておりますので、その辺りは横田委員の御指摘のとおりだと思っておりますが、もう一つは、今ラグビー場と野球場というこの場における一番のシンボリックな部分がまだきちんとした形で明示されていないということが非常に重要なのだと、ここの部分が開発の根幹になる部分だと思っておりますので、やはり早いフェーズでの合意形成というのがどうしても必要になってくるのに、いまだ見えないというところで、やはり大変申し訳ないのですけれども、不安要素ですね、そこを強くしてしまっている部分がありますので、守るべきものは守るという姿勢は示されていますから、いちよう並木等で、もう一つは、シンボリックな部分は、早く示していただいとということなどを望みます。

これ本当に意見になってしまうのですけれども、お願いしたいなというふうに考えています。よろしくお祈いします。

○事業者 御意見ありがとうございます。

承知いたしました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか

(なし)

○柳会長 それでは、ほかに質問はないようですので、それでは事業者の方はここで御退室をいただくこととなりますが、何かあれば最後に御発言をお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

今日いろいろいただきましたアドバイス、御意見等をしっかり事業者のほうで踏まえまして、これからまた進めていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお祈いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

○柳会長 先ほどの説明から、事業者としては継続して根系調査を行うことですか、野球場棟のセットバックなど、いちよう並木を確実に保全するために必要な施設計画の見直しに取り組むとの御発言がありました。

いちよう並木については、周辺住民の方や都民の方の関心が非常に高い事柄でもありますので、調査ですとか、いちよう並木の保全措置をしっかりと行っていただき、審議会に速やかに御報告をいただきたいと思ひます。

また、樹木の保全や仮移植や本移植に際しては、本日、委員の方から戦略的なアプローチをもって移植等に不可欠な調査データを整備したり、景観や周辺環境の変化に対する恒常的なモニタリングを計画的に進めるべきであるというような貴重な御意見、御助言をいただきました。

これを踏まえて、今後は環境保全措置に向けてしっかりと検討し、実施していただきたいと思ひます。

それでは、事業者の方は退出をお願いいたします。

ありがとうございました。

(事業者退出)

○柳会長 それでは、受理報告については以上で終わりたいと思ひます。

そのほか何かございますでしょうか。

(なし)

○柳会長 特に御発言がないようですので、これもちまして本日の審議会を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退室ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午前 11 時 49 分閉会)